

受信機の設置について

- 1 この受信機は、国（防衛省）の補助事業で設置するものですので、申請から設置までにはある程度の期間を要します。（設置期間：毎年概ね11月～）準備が整いましたら、市から文書でお知らせするとともに、設置業者が申請者に日程調整の電話をします。
- 2 受信機は無償貸与ですが、設置後の維持管理及びそれに要する費用（乾電池交換等）は、使用者の負担になります。
- 3 電波条件の悪い場所では、屋外にアンテナ（設置費用は無料）を取り付けるため、壁等にケーブル引込用の穴を開ける場合があります。壁等に穴を開けたくない場合は、作業者にその旨を伝えてください。
- 4 受信機に特別な設備の取り付けや改造をしないでください。
- 5 受信機を亡失、または損傷した場合は、状況によりそれに相当する価格の範囲内において弁償していただく場合があります。
- 6 使用者は、受信機を譲渡や転貸、または担保に供してはなりません。
- 7 使用者が転出する場合は、受信機を必ず市役所又は各支所へ返納してください。
市内での転居の場合は、受信機を転居先にお持ち頂き、継続してご使用ください。
- 8 受信機は、1世帯に1台を無償で貸与します。（2台目以降は1台につき約12,000円）
- 9 受信機が故障したときは、市役所危機管理課へ連絡してください。

連絡先 御殿場市 危機管理課

電 話 0550-82-4370

（御殿場市役所東館2階）

受信機の取り扱いについて

市では、市からのお知らせや演習通報のため、受信機を各家庭に貸与（設置）しています（1世帯1台）。取り扱いについては、以下の点にご注意ください。

○雑音が入ったり、放送が聞こえなくなった

- ・ アンテナを市役所方向へ向けて、しっかり伸ばしてください。また、受信機を市役所方向の窓際に設置するなど、設置場所を変えてみてください。
- ・ 受信機の前面右側の赤い切り替えスイッチを入れ直してください。
- ・ 電波状況によっては、外部アンテナの設置が必要な場合があります。
- ・ 家電製品（冷蔵庫やテレビ等）と電源を共有している場合は、単独のコンセントから受電してみてください。
- ・ 天候や季節等によっても、受信状況が変わりますのでご注意ください。

○電源ランプの色が赤色になっている

- ・ 電池交換が必要です。交換を行う場合は、受信機の前面右側の赤い切り替えスイッチを「切」に設定してください。交換後は、スイッチを入れ直してください。
- ・ ランプが赤く点灯しているときは、電池が未セットまたは電池の交換が必要な状態か、電源コードが抜けている場合があります。電池や電源コードの状態を確認してください。
- ・ 電池は液漏れをおこす場合がありますので、定期的な点検をお願いします。長期間使用しない場合は、電池を取り出し、電源コードをコンセントから抜いて保管してください。

○市外へ引越しをする

- ・ 受信機の返却が必要になりますので、お手数ですが危機管理課（御殿場市役所東館2階）にご返却下さい。

○家の建て替え、リフォーム等を行う、市内の引越しをする

- ・ 現在使用していただいている受信機を、継続して使用してください。

通常定時放送時刻・内容

- 6：30 ○今日の行事、お知らせ、おくやみ、演習通報
 - 8：00 ○時報
 - 11：50 ○今日これからの行事、演習通報
(月～金のみ。ただし祝日を除く。)
 - 17：00 ○時報
 - 19：30 ○明日の行事、移動図書館車ライオンズ号、
お知らせ、おくやみ、演習通報 他
- ※上記時刻以外にも緊急放送が入る場合があります。

その他不明な点がございましたら【危機管理課 82-4370】までお問い合わせください。